

広島県告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定によつて、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則を平成二十六年一月一日認可した。

平成二十六年一月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

別冊のとおり